

奈良県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、加守土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年六月九日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	細川 家央	葛城市加守一〇一九
〃	岡 和雄	〃 五六七
〃	細川 喜伸	香芝市畑三丁目七八三―四
〃	澤 正司	葛城市加守六九二
〃	奥 太美彦	〃 一二
〃	西井 満良	〃 六四六―六
〃	吉川 一彦	〃 一〇三三一―
監事	駒井 茂喜	〃 五七〇
〃	高橋 叔生	〃 一一〇四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	枚岡 秀樹	葛城市加守六四六
〃	澤 新平	〃 九五四
〃	岡 昇	〃 九二一―二
〃	岡 信也	〃 一〇九六
〃	山田 晃明	〃 七八〇―一
〃	奥 太美彦	〃 一二
〃	澤 正司	〃 六九二
監事	細川 喜伸	香芝市畑三丁目七八三―四
〃	細川 家央	葛城市加守一〇一九
〃	中川 浩邦	〃 新在家一八四